

国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通しの関連試算 － オプション試算結果 －

厚生労働省
平成26年6月3日

※ 社会保障制度改革国民会議の報告書では、平成26年財政検証に関して、単に「財政の現況と見通し」を示すだけでなく、報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業(オプション試算)を行うべきとされている。また、この報告書を受けて成立した『持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する法律(プログラム法)』の中でも国民会議報告書で提示された課題を検討課題として列挙している。

このため、今回の財政検証に当たっては、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況と見通し」に加えて、これらの課題の検討に資するよう、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施した。

※ 平成26年財政検証における各試算(オプション試算含む)の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。基礎データ及び推計プログラムについても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

オプション試算の内容

オプションⅠ ……マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 平成26年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(4年周期、変動幅±1.2%)による変動を加えて経済前提を仮定。(平成30年度以降変動を織り込み)
- 上記の経済前提において、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合を試算。

オプションⅡ ……被用者保険の更なる適用拡大

- 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

適用拡大①(220万人ベース)： 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大(220万人)

- ・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

適用拡大②(1,200万人ベース)： 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外)
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

オプションⅢ ……保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう次の制度改正を行なった場合を試算。
 - (1) 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
 - (2) 65歳以上の在職老齢年金を廃止。
- 上記の制度改正を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注1: 本資料における所得代替率は、新規裁定年金の一元化モデルで表示。

注2: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、本資料においては、仮に財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を試算。

(オプション I) 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合

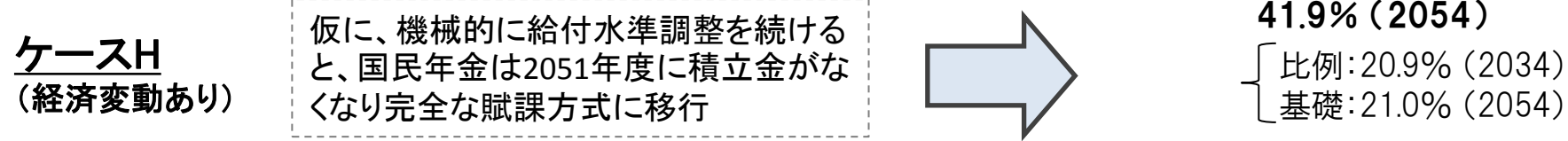
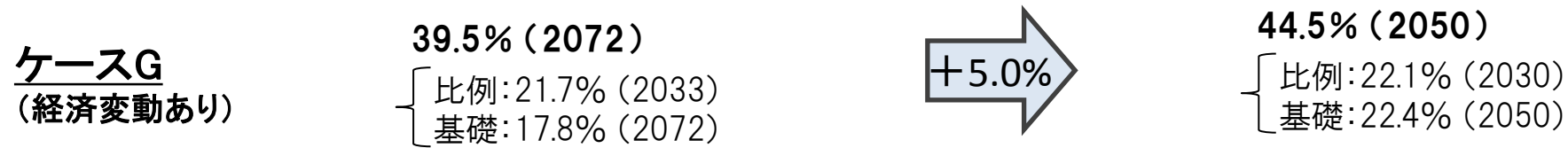
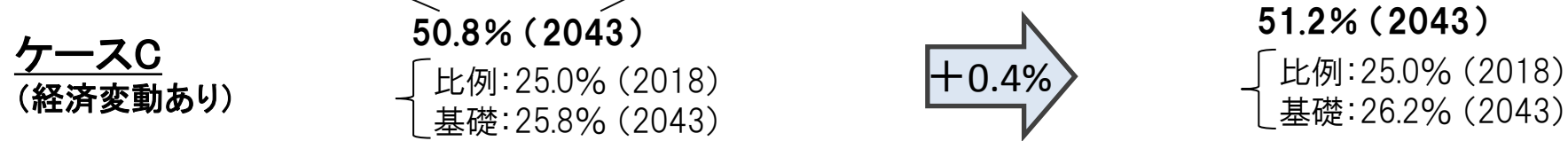
- ・経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)
- ・上記の経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。

物価・賃金の伸びが低い場合はマクロ経済スライドによる調整を行わない場合(現行の仕組み)

物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度



(オプション I) マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準

経済前提	経済の変動	マクロ経済スライド調整の仕組み	所得代替率(一元化モデル)の見通し							
			2014	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080
ケース C	あり	現行の仕組み	62.7%	2018 厚生年金調整終了 60.3%	56.9%	2043 基礎年金調整終了 50.8%	→			
		フルに発動される仕組み	62.7%	2018 厚生年金調整終了 60.3%	56.9%	2043 基礎年金調整終了 51.2%	→			
ケース E	あり	現行の仕組み	62.7%	2020 厚生年金調整終了 59.3%	56.5%	2044 基礎年金調整終了 50.2%	→			
		フルに発動される仕組み	62.7%	2020 厚生年金調整終了 59.3%	56.5%	2042 基礎年金調整終了 51.0%	→			
ケース G	あり	現行の仕組み	62.7%	54.4%	2033 厚生年金調整終了 52.7%	→		2072 基礎年金調整終了 39.5%	→	
		フルに発動される仕組み	62.7%	2030 厚生年金調整終了 53.5%	→		2050 基礎年金調整終了 44.5%	→		
ケース H	あり	現行の仕組み	62.7%	54.7%	→		2051 43.8%	2051年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行。その後、保険料と国庫負担のみで可能な給付水準は35%~37%程度。		
		フルに発動される仕組み	62.7%	53.4%	2034 厚生年金調整終了 50.7%	→		2054 基礎年金調整終了 41.9%	→	

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

(オプション I) スライド調整率の比較

	スライド調整率 (フルに発動した場合)		現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率 (既裁定者)									
			ケースC		ケースE		ケースG		ケースH			
	労働市場への参加が進むケース (ケースA～E)	労働市場への参加が進まないケース (ケースF～H)	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり		
2015	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	
2016	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
2017	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
2018	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
2019	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	
2020	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
2030	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	
2040	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	
2050	1.7%	1.6%	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2044年度調整終了	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	
2060	1.6%	1.6%					2058年度調整終了	0.9%	2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	2051年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	0.6%	0.6%
2070	1.8%	1.8%					0.9%					
2080	1.8%	1.8%					2072年度調整終了					
2015～2040 (年平均)	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
2015～調整終了 (年平均)	-	-	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	-	-	-	-

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

2: 実際に発動されるスライド調整率は、調整期間の長い基礎年金の既裁定年金に発動されるものである。なお、厚生年金(比例部分)は、基礎年金より調整期間が短い
が、調整期間中は基礎年金と同じスライド調整率が発動される。

(オプションⅡ－①)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

① 週20時間以上の短時間労働者を適用(約220万人拡大)

<適用拡大の前提>

一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大(220万人ベース)

・月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外

・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(220万人ベース)

【現行の仕組み(25万人)】

【適用拡大した場合(220万人)】

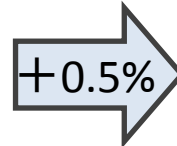
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:26.0% (2043)



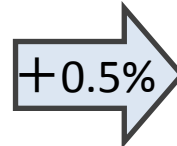
51.5% (2042)

{ 比例:24.9% (2018)
基礎:26.5% (2042)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.0% (2043)



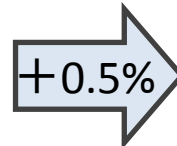
51.1% (2042)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.6% (2042)

ケースG

42.0% (2058)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.1% (2058)



42.5% (2056)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.6% (2056)

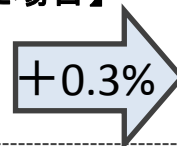
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH

(経済変動あり)

41.9% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.0% (2054)



42.2% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.3% (2054)

※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

(オプションⅡ－②)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

② 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,200万人拡大)

<適用拡大の前提>

一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大(1,200万人ベース)

- ・雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(1,200万人ベース)

【現行の仕組み(25万人)】

【適用拡大した場合(1,200万人)】

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:26.0% (2043)

+6.3%

57.3% (2032)

{ 比例:24.7% (2019)
基礎:32.7% (2032)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.0% (2043)

+6.9%

57.5% (2029)

{ 比例:24.1% (2022)
基礎:33.3% (2029)

ケースG

42.0% (2058)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.1% (2058)

+5.1%

47.1% (2046)

{ 比例:21.9% (2034)
基礎:25.2% (2046)

【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH

(経済変動あり)

41.9% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.0% (2054)

+3.9%

45.8% (2047)

{ 比例:20.9% (2036)
基礎:24.9% (2047)

※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

(オプションⅡ)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	220	80	100	40
適用拡大②	1,200	600	250	350

〔雇用者全体〕 5,400万人
※70歳未満



注. 「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

(オプションⅡ) 適用拡大による被保険者数への影響

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計			1号被保険者			2号被保険者			3号被保険者		
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②
平成26 (2014)	6,640 (100%)			1,770 (27%)			3,920 (59%)			940 (14%)		
平成32 (2020)	6,410 (100%)			1,600 (25%)			3,970 (62%)			840 (13%)		
平成37 (2025)	6,200 (100%)	6,240 (100%)	6,550 (100%)	1,480 (24%)	1,410 (23%)	850 (13%)	3,960 (64%)	4,160 (67%)	5,190 (79%)	760 (12%)	660 (11%)	510 (8%)
平成42 (2030)	5,940 (100%)	5,970 (100%)	6,330 (100%)	1,350 (23%)	1,280 (22%)	740 (12%)	3,900 (66%)	4,110 (69%)	5,160 (81%)	680 (11%)	580 (10%)	430 (7%)
平成47 (2035)	5,530 (100%)	5,580 (100%)	5,960 (100%)	1,230 (22%)	1,170 (21%)	670 (11%)	3,690 (67%)	3,880 (70%)	4,900 (82%)	620 (11%)	530 (9%)	390 (6%)
平成52 (2040)	5,110 (100%)	5,150 (100%)	5,520 (100%)	1,110 (22%)	1,050 (20%)	600 (11%)	3,430 (67%)	3,610 (70%)	4,560 (83%)	570 (11%)	490 (9%)	360 (6%)
平成57 (2045)	4,730 (100%)	4,770 (100%)	5,090 (100%)	1,020 (22%)	970 (20%)	550 (11%)	3,180 (67%)	3,340 (70%)	4,210 (83%)	530 (11%)	460 (10%)	330 (7%)
平成62 (2050)	4,430 (100%)	4,460 (100%)	4,750 (100%)	960 (22%)	910 (21%)	520 (11%)	2,960 (67%)	3,120 (70%)	3,920 (83%)	500 (11%)	430 (10%)	310 (7%)
平成72 (2060)	3,900 (100%)	3,920 (100%)	4,190 (100%)	850 (22%)	810 (21%)	460 (11%)	2,610 (67%)	2,740 (70%)	3,460 (83%)	430 (11%)	370 (9%)	270 (6%)
平成82 (2070)	3,370 (100%)	3,400 (100%)	3,630 (100%)	730 (22%)	700 (20%)	400 (11%)	2,260 (67%)	2,380 (70%)	3,000 (83%)	370 (11%)	320 (9%)	230 (6%)
平成92 (2080)	2,890 (100%)	2,910 (100%)	3,120 (100%)	630 (22%)	590 (20%)	340 (11%)	1,940 (67%)	2,040 (70%)	2,580 (83%)	320 (11%)	280 (9%)	200 (6%)
平成102 (2090)	2,520 (100%)	2,540 (100%)	2,710 (100%)	550 (22%)	520 (21%)	300 (11%)	1,690 (67%)	1,770 (70%)	2,240 (83%)	280 (11%)	240 (9%)	180 (6%)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

(オプションⅡ)世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.4年 (23%)	31.9年 (77%)	0.1年 (0%)	9.4年 (23%)	32.1年 (77%)	0.1年 (0%)	9.3年 (22%)	33.0年 (78%)	0.1年 (0%)
1975年生 (平成27年:40歳)	11.4年 (26%)	31.6年 (73%)	0.1年 (0%)	11.4年 (26%)	31.8年 (73%)	0.1年 (0%)	10.5年 (24%)	33.6年 (76%)	0.1年 (0%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.8年 (25%)	32.4年 (75%)	0.1年 (0%)	10.7年 (25%)	32.6年 (75%)	0.1年 (0%)	9.0年 (20%)	35.3年 (80%)	0.1年 (0%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.2年 (24%)	32.9年 (76%)	0.1年 (0%)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	7.6年 (17%)	36.6年 (83%)	0.1年 (0%)
2005年生 (平成27年:10歳)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	9.7年 (22%)	33.7年 (77%)	0.1年 (0%)	6.1年 (14%)	38.3年 (86%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.9年 (25%)	17.4年 (43%)	13.1年 (32%)	9.9年 (24%)	17.6年 (43%)	13.0年 (32%)	9.8年 (24%)	18.8年 (45%)	13.0年 (31%)
1975年生 (平成27年:40歳)	10.7年 (26%)	19.4年 (47%)	11.0年 (27%)	10.5年 (25%)	20.2年 (49%)	10.6年 (26%)	9.1年 (21%)	23.4年 (55%)	10.0年 (24%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.5年 (25%)	21.0年 (50%)	10.1年 (24%)	10.1年 (24%)	22.5年 (54%)	9.2年 (22%)	7.6年 (18%)	27.6年 (64%)	7.7年 (18%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.1年 (24%)	21.9年 (53%)	9.6年 (23%)	9.5年 (23%)	23.9年 (57%)	8.3年 (20%)	6.4年 (15%)	30.2年 (71%)	6.2年 (15%)
2005年生 (平成27年:10歳)	9.8年 (24%)	22.2年 (53%)	9.6年 (23%)	9.1年 (22%)	24.5年 (59%)	8.2年 (20%)	4.7年 (11%)	32.4年 (75%)	6.0年 (14%)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:1955年生の者については、3号被保険者制度が導入されたのは30歳のときであり、20歳台の専業主婦であった期間は公的年金に任意加入であった。このため、3号期間が短くなっていることに留意する必要がある。

4:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

(オプションⅢ) 高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

<年金制度の見直しの前提>

○基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。

- ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

○65歳以上の在職老齢年金を廃止。

現行の仕組み

拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額

40年拠出モデル(65歳受給開始)

45年拠出モデル(65歳受給開始)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度



【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】



※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

(オプションⅢ) 退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
 - ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。

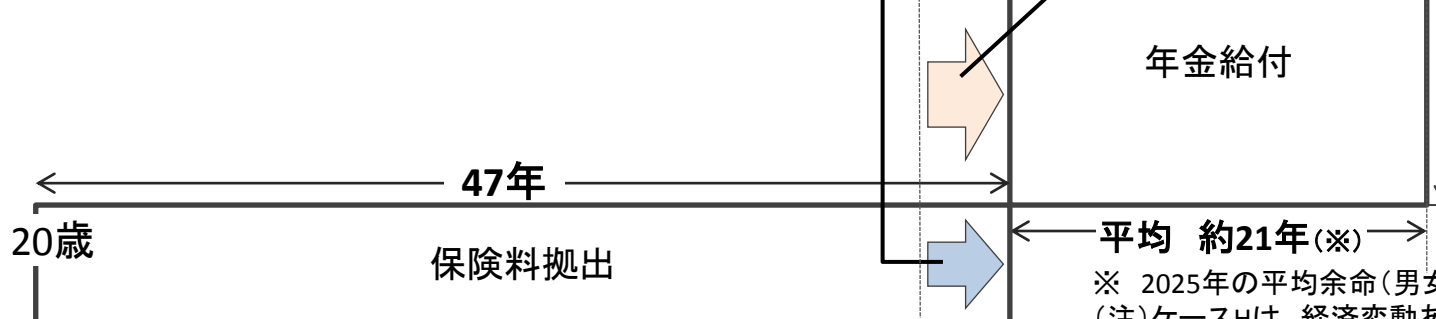
給付水準調整終了後の所得代替率

<45年拠出、65歳受給開始モデル>



ケースC	57.6%	比例:27.6% 基礎:30.0%
ケースE	57.1%	比例:27.2% 基礎:30.0%
ケースG	48.4%	比例:24.1% 基礎:24.3%
(注) ケースH	47.9%	比例:23.0% 基礎:24.9%

<47年拠出、67歳受給開始モデル>



ケースC	68.7%	比例:33.7% 基礎:35.0%
ケースE	68.2%	比例:33.1% 基礎:35.0%
ケースG	57.8%	比例:29.4% 基礎:28.4%
(注) ケースH	57.2%	比例:28.1% 基礎:29.1%

※ 2025年の平均余命(男女平均)
 (注) ケースHは、経済変動ありで、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

(オプションⅢ)退職年齢と受給開始年齢を65～70歳とした場合の給付水準の変化

退職年齢及び受給開始年齢	保険料 拠出期間	ケースC		ケースE		ケースG		ケースH(経済変動あり)注2	
		給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分	給付水準調整終了後の所得代替率	増分
65歳	45年	57.6%	—	57.1%	—	48.4%	—	47.9%	—
66歳	46年	63.1%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	62.6%	+5.5% (拠出期間増:+0.7% 繰下げ増額:+4.8%)	53.1%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.1%)	52.5%	+4.6% (拠出期間増:+0.6% 繰下げ増額:+4.0%)
67歳	47年	68.7%	+11.1% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.7%)	68.2%	+11.0% (拠出期間増:+1.4% 繰下げ増額:+9.6%)	57.8%	+9.4% (拠出期間増:+1.3% 繰下げ増額:+8.1%)	57.2%	+9.3% (拠出期間増:+1.2% 繰下げ増額:+8.1%)
68歳	48年	74.4%	+16.8% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.5%)	73.8%	+16.7% (拠出期間増:+2.3% 繰下げ増額:+14.4%)	62.6%	+14.2% (拠出期間増:+2.0% 繰下げ増額:+12.2%)	61.9%	+14.0% (拠出期間増:+1.9% 繰下げ増額:+12.1%)
69歳	49年	80.2%	+22.6% (拠出期間増:+3.3% 繰下げ増額:+19.4%)	79.6%	+22.4% (拠出期間増:+3.2% 繰下げ増額:+19.2%)	67.6%	+19.1% (拠出期間増:+2.9% 繰下げ増額:+16.3%)	66.8%	+18.8% (拠出期間増:+2.7% 繰下げ増額:+16.1%)
70歳	50年	86.2%	+28.6% (拠出期間増:+4.4% 繰下げ増額:+24.2%)	85.4%	+28.3% (拠出期間増:+4.3% 繰下げ増額:+24.0%)	72.6%	+24.1% (拠出期間増:+3.8% 繰下げ増額:+20.3%)	71.7%	+23.8% (拠出期間増:+3.6% 繰下げ増額:+20.1%)

注1:増分の()内は、増分を保険料拠出期間の増加による影響と繰下げ受給による影響に要因分解したもの

2:ケースHは、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値